

浴室改修をご希望の方へ

目的

在宅で生活する高齢者の方が、安全に日常生活を営むうえで、転倒予防や介護の軽減等の効果を確保するため、浴室の改修が必要と認められた場合に、改修費を給付します。

なお、設備の老朽化などの改善や家族の利用を主体としたリフォームの場合は、対象外となりますので、ご注意ください。

対象

下記、①から⑥まで**全て該当**する方が対象となります。

- ① 区内に住所があり、65歳以上の要介護・要支援認定を受けている方
- ② 生計中心者もしくは扶養者等の前年所得が、基準額(1人世帯の場合 ¥5,852,000)以下の方
- ③ 手すり設置や福祉用具購入では、使用中の浴槽が跨げない等、安全に入浴ができないと判断できる方
- ④ 週3回程度、ご自身または介助にて自宅浴槽などへの入浴ができる方
- ⑤ 改修前・後で、浴槽段差が50ミリ(5センチ)以上緩和すること、
および、現に浴室の入口段差が100ミリ(10センチ)以上ある場合、100ミリ(10センチ)以下に改善される工事であること
- ⑥ 担当ケアマネジャーがケアマネジメント上、必要と判断している方
※給付は、上記条件の他、洗い場と浴室床の段差や身体状況に応じた入浴方法、入浴設備などを含め総合的に判断します。

必要書類

対象となる方は、下記の必要書類を区へ事前提出してください。

- A. 住宅改修アドバイザー派遣依頼書(担当ケアマネジャーが作成します)
- B. 工事前図面【浴槽全体】(廊下や脱衣室などと洗い場・浴槽内の床高、跨ぎ高等が明記されたもの)
- C. 工事後予定図面【浴槽全体】(廊下や脱衣室などと洗い場・浴槽内の床高、跨ぎ高等が明記されたもの)

訪問調査の実施

- ★ 必要書類が提出された後、家庭訪問日程を打合わせさせていただきます。
- ★ 訪問日に、区住宅改修アドバイザーが訪問調査を実施します。
(訪問調査当日は、利用者本人の同席を原則とします。)

申請書類の提出

- ★ 訪問調査の結果、給付可能と認められた方は、区役所へ住宅改修給付申請書類を提出してください。必要書類は次のとおりです。

(全て区役所指定用紙となります。)

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| I. 住宅改修給付申請書 | II. 住宅改修理由書(担当ケアマネジャーが作成したもの) |
| III. 見積書・内訳明細書 | IV. 図面(工事前・工事後) |
| V. 工事前写真 | VI. 所有者の承諾書(アパート・貸家等の場合) |

(浴槽またぎ高、浴槽深さは底部からメジャーを当てて撮影する)

※訪問調査等に時間がかかりますので、ご希望の方は早めにご相談ください。